

令和6年度大阪広域水道企業団 第1回首長会議 議事録

日 時：令和6年5月14日（火）午前10時00分～午前11時15分

開催場所：シティプラザ大阪 2階 燦

【議事録】

大阪広域水道企業団と岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市との水道事業の統合に向けての検討・協議について

議長：皆様おはようございます。企業長の永藤です。皆様には日頃から企業団の事業運営にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。また、本日は公務ご多忙のところ、急な開催にもかかわらずご出席をいただきまして感謝申し上げます。

本日の審議事項は、「大阪広域水道企業団と岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市との水道事業の統合に向けての検討・協議」です。水道事業統合の検討・協議につきましては、2度にわたり統合に向けての企業団規約変更の協議が整わず、企業団としてこの事態を重く受け止めています。この度5団体の皆様と協議を重ね、引き続き令和7年4月の統合に向けて検討協議を継続することといたしました。企業団においても統合の実現に向けて力を注いでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元にお配りをしています次第に従いまして会議を進行させていただきます。

審議事項の「大阪広域水道企業団と岸和田市・八尾市・富田林市・柏原市・高石市との水道事業の統合に向けての検討・協議について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：おはようございます。4月1日付けで企業団の副企業長を拝命いたしました橋本でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。水道事業統合の検討協議につきましては、本年1月の首長会議で6団体の統合案をご承認いただきましたが、6団体との統合に係る企業団規約の変更の協議が整わなかったことを受けまして、岸和田市さん、八尾市さん、富田林市さん、柏原市さん、高石市さんと改めて協議を重ねて、この5団体との統合案を作成し、本日ご審議をいただくものでございます。

人口減少により水道事業の経営環境は今後より一層厳しくなる見通しでございまして、当企業団では水道の基盤強化策といたしまして広域化に取り組んでまいりました。5団体との統合におきましても、統合効果を最大限に活用し、水道をより安定的、持続的に運営をしていくために、令和7年4月の統合に向けまして引き続き取り組んでいきたいと考えております。本日、統合案が取りまとまりましたら、5団体におきまして3回目の議案提出をお願いする予定でございます。

これまで以上に丁寧な対応が求められる中、企業団といたしましても、万全を期して5団体の皆様方と共に取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。それでは、担当より統合案の内容を説明させていただきます。

事務局：失礼いたします。企業団広域連携課長の林でございます。本日ご審議いただく統合案は、

5 団体と企業団が共同で作成をしておりますが、代表して私の方からご説明を申し上げます。

お手元に配布の資料 1－3 が統合案の 5 団体版となっております。統合案につきましては、統合後の施設整備計画、経営シミュレーション、事業運営体制、統合効果について整理したものであり、統合判断に当たっての重要な基礎資料となるものです。本日お配りしている資料 1－3 が本編でございまして、概要版が資料 1－2、そしてさらにそれを A 3 版に要約したものが資料 1－1 となっております。

今回の統合案は、令和 6 年 1 月の首長会議で取りまとめた 6 団体の統合案を基本とし、一部の施設最適配置や効果額、経営シミュレーションなどに修正を加えたもので、「基本的な方針」につきましては、昨年度の首長会議から変更しておりません。「基本的な方針」と言いますのは、施設の最適配置やダウンサイジングを行うことで将来の水道料金の値上げを抑制できること、そして専門職種の配置による技術継承問題の解消、企業団の組織力を生かした非常時対応の充実などにより、運営基盤の強化やサービスの維持向上が図られることとでございます。こういった点については変更してございません。

したがって本日は、6 団体の統合案からの変更点をまとめました資料 1－4 を用いてご説明させていただきます。

では、資料 1－4、A 3 版の資料でございます。お手元にご用意ください。

まず、左上の「1. 総括」の部分をご覧ください。今回の修正は、統合団体数が減少したことによる影響を反映した結果となります。四角に囲んでいる中の 1 つ目の■効果額のところをご覧ください。

5 団体における施設の最適配置に伴う効果額は 128 億円から約 3.5 億円減少し、124.5 億円となりました。効果額が 3.5 億円減少したことで、2 つ目の■供給単価の差の部分に示しておりますように、八尾市さんの令和 42 年度時点の単独ケースと統合ケースの供給単価の差が 1 立方メートル当たり 3 円縮小しております。なお、供給単価とは、水 1 立方メートル当たりの販売単価のことを言います。

次に、資料左側中段、「2. 施設の最適配置に伴う効果額への影響」の部分をご覧ください。5 団体合計の効果額が減少した要因は表のとおりでございます。

まず、表の中の（1）でございます。東大阪市と八尾市の 2 市で実施する予定だった集中監視制御設備、これは何かといいますと中央監視室から水圧、水量などを集中してコントロールする仕組みのことを指しますが、この設備の集約を行わず、八尾市が単独で更新する影響で 2.1 億円減少いたしました。

（2）でございます。表の下、注釈※1 の部分をご覧ください。八尾市の集中監視制御設備の更新を単独で行うことで広域化事業の補助の要件に該当しました。このため補助金が 2.0 億円増加し、効果額の減少が緩和されております。

続きまして、表の（3）でございます。運営基盤強化等事業補助金の再算定により 3.4 億円減少しました。この内容につきましては、資料の右側下の（参考）のところに図を載せてございます。運営基盤強化等事業補助を 5 団体ベースで比較しますと、左側のグラフでございます。6 団体統合案時点では 61.1 億円、これが右側のグラフです。今回の 5 団体統合の時点では 57.7 億円となり、運営基盤補助が 3.4 億円減少いたしました。今ご説

明した（１）から（３）の差引きで3.5億円の減少となっております。

次に、左下の「３．団体別の影響」の部分をご覧ください。

まず、統合団体が減少したことにより６団体全体の効果額、右端の表の一番下のところでございます。233.5億円は５団体全体で124.5億円と大きく減少することになりました。ただこれを５団体ベースで比較しますと、右端の表のピンク色の網掛けをしている部分でございます。128億円が124.5億円と、これは先ほど説明した約3.5億円の減少という形にとどまっているということでございます。

これらを基に試算した団体別の経営シミュレーション結果、こちらの方は右上の表をご覧ください。表の中に太枠囲みの単独・統合の差の部分にございますように、八尾市の単独ケースと統合ケースの供給単価の差が縮小してございます。このように効果額が縮小したものの、全ての団体で経営シミュレーションをしました結果、統合効果がある、つまり将来の水道料金の抑制につながるということが確認できました。

右下「４、今後のスケジュール」の部分をご説明させていただきます。本日の首長会議で５団体の統合案が取りまとまりましたら、統合に係る法定上の協議を開始することになります。この際、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定に基づき、全構成団体の議会に規約変更案をお諮りすることになります。

まず、６月に５団体の議会において企業団規約変更の議案を先行してご審議をいただきまして、５団体全ての議会において可決されましたら、その後、その他の37団体の議会、こちらは９月議会になってまいります、において同議案についてご審議をいただくこととなります。

本案につきましては、度々議会へのご説明や議案の提出をお願いすることとなり大変お手数をおかけしますが、５団体とともに万全を期してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

全ての構成団体において企業団規約の変更に係る議案が可決された後、大阪府に企業団規約の変更を申請するとともに、５団体と統合に関する協定書を締結いたします。その後、事業認可取得等を経て２月に企業団議会において給水条例改正案及び予算を審議いただき、令和７年４月に企業団統合団体としての事業開始となります。

資料１－４の説明は以上となります。

最後に、それぞれの市町村議会に上げていただく規約変更の内容についてご説明差し上げます。お手元の資料１－５「大阪広域水道企業団規約の変更(案)」をご覧ください。

本日の会議でご了承いただきましたら、大阪広域水道企業団規約第３条、企業団が共同処理をする事務の第２号、水道事業の経営に統合予定の５団体を追加するための変更を行います。

私からの説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長：本件について審議に入る前に東大阪市野田市長から発言のお申出がありましたので、お願いしたいと思います。

東大阪市：東大阪市の野田でございます。

本議案に先立ちまして、ただ今議題に上程されております５団体の統合、本市も含めまして６団体としての統合というところで取り組んできたところでございます。議会の判

断とはいえ、3月の東大阪市議会で統合案は否決をされました。そのことによりまして、岸和田、八尾、富田林、柏原、高石各市の行政推進におかれましては、大変な影響を与えたということにつきましては、誠に申し訳なく思っているところでございます。

今後は、本市といたしましても大阪市を含めた府域一水道に今まで以上にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

改めまして、5団体には影響を与えてしまいましたことを本当に申し訳なく思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長：それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。箕面市長、どうぞ。

箕面市：箕面市長の上島でございます。おはようございます。

野田市長からお話があったとおり、今回6団体から5団体になったということですが、野田市長は大阪市を含めた府域一水道に取り組むと。また、力強い今後の決意も述べていただきましたので、我々もそのつもりで取り組んでいきたいと思います。

そして今回、2つ伺いをしたいと思いますが、企業団への統合の最終決定段階において1団体でも議会で否決されると統合案をやり直すこととなって、前回は先ほど話があったように統合年度が1年遅れる事態となりました。今回は統合年度を遅らせない方向で進んでいると伺っておりますので安心をしていますが、統合を進める5団体では、6月議会での議決に向けて再度の議会とのやり取り、調整にご苦労されていることと存じます。企業団への統合を望む団体の意思決定を尊重して、企業団への統合をスケジュールどおり円滑に進めるため、他の団体の急な方針変更に影響を受けないような統合案として今後取りまとめができるようにすべきではないかと考えますが、ご答弁をお願いします。

2点目は今後、政令市も含めて各団体が積極的に企業団との統合を検討しやすくするためにも、インセンティブとなる交付金制度の課題を整理し、大阪府や各団体と連携し国に対して交付金制度の改正を働きかけるべきであると考えています。具体的に言いますと、やはり政令市が統合に参加していただくということが一番重要であり、そういう中心となる、核となる団体に対して国は交付税を手厚くするだとか、そういうインセンティブをしっかりと作っていくことが必要であり、例えば生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準ですが、これは資本単価が1立方メートル当たり90円以上の水道事業となっていますが、大規模事業者の場合は1立方メートル当たり90円以上には全然該当しないということがあります。交付期限についても原則10年、令和16年度までの時限事業とされていますが、10年以内に限定されてしまっただけでは今の施設を廃止するということに伴った特別損失額が大きくなり、これもなかなか統合できない理由になりますので、国が交付金の制度等を改正するよう働きかけるべきであると考えますが、こちらについてもご答弁をお願いします。

議長：ご意見ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。どうぞ。

事務局：広域連携課長の林でございます。箕面市上島市長のご質問2点についてご答弁させていただきます。

企業団としましても、議決を得ている団体の意思決定が尊重できるよう統合を成立させ

る手法はないか、これまでからも検討を行ってきたところでございます。しかし、市長もご指摘のような、他の団体の急な方針変更に影響を受けないような統合案とするためには、統合団体の数や組合せによって施設の最適配置案や交付金の額が変動することを前提として、議会にご承認をいただく必要がございます。

例えば今回のような5団体での統合の場合、組合せとしましては5団体揃って統合する場合に4団体の場合、3団体の場合、2団体の場合が考えられまして、また、その団体がどこの団体かによりまして、26通りの組合せがあります。

どのような組合せになったとしても、市議会が統合をご了承いただけるものか、5団体と事務レベルで協議をした結果、そのような説明で議会のご理解を得ることは難しいだろうということになりまして、引き続き現行の方法で統合の協議を進めさせていただくこととなりました。

企業団としましては、本日お示しした統合案が5団体全ての議会においてご理解が得られるよう、これまで以上に丁寧な説明に努めてまいります。

また、統合検討協議に係る一連の意思決定の流れにつきましては、今後の統合予定団体、構成団体の皆様と共に改善に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目のご質問でございます。交付金制度の改正に係る働きかけについてでございます。企業団では、これまで交付金制度の要件緩和や対象事業の拡充、交付期限の延長について、毎年度、国などに要望を行ってまいりました。その結果、令和5年4月から国の交付金制度が改正されました。具体的には、広域化事業の要件であった給水人口10万人未満という要件が削除されまして、施設の統廃合に伴う撤去費用が運営基盤強化等事業の交付対象に追加されるなど、これまでの要望活動が制度改正につながったものと考えてございます。

しかし、広域化事業につきましては、統合配水池や連絡管の整備など事業対象が限定されており、活用しにくいという課題が依然として残っております。

先ほど市長もご指摘されましたように、資本単価が1立方メートル当たり90円以上の水道事業という交付要件に、例えば大阪市さんなどは該当しません。また、時限措置として今、令和16年度までという形になっております。

こうした課題がございますため、ご指摘のようなさらなる広域化の推進に向け、今年度からは、水道の基盤強化において重要な役割を担う政令市をはじめとした大規模水道事業者を対象とした統合インセンティブの拡充という視点も加えまして、交付金制度が改正されるよう、また、交付期限は令和16年度までという時限措置になっておりますが、こちらにつきましても延長されるよう、日本水道協会や全国水道企業団協議会を通じた要望を行ってまいります。

企業団としましては、大阪府や関連水道事業体と連携しまして、大規模水道事業体を含め、全ての未統合団体が活用可能な交付金制度の構築について、国に対して引き続き要望してまいります。

以上でございます。

議長：上島市長。

箕面市：ご答弁ありがとうございます。

我々、箕面市も令和9年度の統合に参画する予定ですが、やはり政令市2市で大阪府域の水道供給量の46%を占めるわけですから、ぜひここが参画していただくためにも、そのインセンティブとなるものを国に求めていくと。これは大阪府も企業団としっかり連携をして、国の方に要望していただきたい。また、もちろん各団体と連携して要望活動を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長：ありがとうございます。その他、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件については、事務局案のとおりとすることでご異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおりといたします。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、今後、5団体の6月議会において企業団規約の変更案に係る議決が得られましたら、他の37団体の9月議会において同様に議決をいただくこととなります。その際はよろしくお願いをいたします。

以上で、本日予定していた議題は終了いたしました。

この際、他にご意見がございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。東大阪市長どうぞ。

東大阪市：東大阪市の野田でございます。

企業団議会のあり方についてぜひともお考えをいただきたいことがございます。

私も先ほど申し上げましたように、3月の東大阪市議会で議会として統合案は否決をされました。その理由の中に、統合団体になった場合、企業団に対して議会として直接意見を言うことが担保されていないということがあり、これも一つの大きな理由となったところでございます。

私自身も5期20年、市会議員をやっていたので、ある意味でこの意見というのは議会側からすると非常にもっともなところでございます。企業団議会は現行33議席あります。この33議席の配分について決める権限は首長会議にあります。議会に権限はありません。ぜひとも今後統合を促進する、また、既に統合された団体の議会との円滑な関係を構築するためにも、今、統合団体が33ないわけでありますから、統合団体には年度替わりにその都度1議席配分をしていくと。そして、統合団体以外のところには残余の議席をこれは地域配分するのか、給水量で配分するのか、それは議論があろうかとは思いますが、少なくとも統合団体には1議席配分するということは首長会議で決められるわけですから。事実、本市の議会でもそういう意見があって、私も幾つかの他市の議会の方ともお話をしました。その認識をお持ちですので、意見としてはそれぞれ言うけれども、あくまで権限は首長会議にあるわけだから、首長会議で決まったら、それはそうだよねということを皆さんおっしゃいます。今後の企業団のあり方を考えるに当たっても、ぜひとも統合された団体には1議席配分するということを首長会議で決定すべ

きではないかと思しますので、その点についての議論をいただき、私自身はそれを速やかに決めるべきであるということを意見として申し上げたいと思います。

議長：ご意見ありがとうございます。

企業団議会の議席配分の件につきまして、これまで事務局でも考え方を整理していると認識していますので、事務局から説明があればお願いしたいと思います。

事務局：恐れ入ります、経営管理部長小島でございます。

議員定数に関しまして東大阪市野田市長からのご意見でございます。

現在の議員定数及び議席配分の考え方につきましては、これは統合の度に議席を増やすべきではないというご意見、一方では、統合団体に議席を配分すべきというご意見、その折衷案という形で、平成31年度の7団体の統合に当たりまして、その統合の前年、平成30年8月、首長の皆様ご協議の上、まとめられたものと承知してございます。

この際には、33議席のうちブロックごとに配分する29議席、さらには、これで議席が配分されなかった場合、さらに統合している団体に対して4議席配分をするというような運用もいたしているところでございます。

その取りまとめの際には、議員定数に関する協議を再開する場合といたしまして、3つの場合を併せて確認いただいております。

1点目としましては、多くの統合団体に料金改定の時期が重なり、料金改定に係る議案を提案すべき全ての団体に議席が配分しきれない場合。

2点目は統合団体が大幅に増加をしてきたとき。この点につきましては、これは平成30年8月29日の企業団議会の議員全員協議会で当時の企業長が「企業団に入る市町村の数もうほぼ42近いとか、3分の2以上入ってくるときには、もう一度考え直さなければならないと思っている」と、そうした旨発言をしております。

3点目は大阪市が当企業団に参画をするような場合。

こうした3つの条件において大きな事情の変化があった場合に、協議を再開するということを首長の皆様の間で確認をいただいております。

したがいまして、首長の皆様の間での協議を行わないというものではありませんが、現時点におきましては、この3つの条件に大きな事情の変化はなく、議員定数及び議席配分に関する協議を再開するという状況には、現状はないというふうに考えてございます。さらに、企業団議会から昨年、議員定数に関する検討を求める旨の要請があったことを受けまして、昨年10月、首長の皆様に対しまして、今申し上げました3つの条件において大きな事情の変化はないことから、議員定数に関する協議を現状再開する状況にはないという考え方をお示ししました上で、ご意向を確認させていただきました。この際には、3分の2以上の首長の皆様からご同意をいただいているところでもございます。

私からは以上でございます。

議長：東大阪市長。

東大阪市：平成30年に今のルールを決めたということですがけれども、一定の時間が経過しているわけなので、何もそのときに決めたことを今ずっと守り続けなければならないということはないと思うんですね。

今の説明をお聞きしても、私自身もそれは当事者なんですけれども、例えば本市でいく

と、元々設立のときには東大阪に2議席あったんです。この2議席は今もうなくなって輪番の1議席しかないわけですよ。おかしいじゃないかということを行ったわけでありまして。しかし結果としては、この首長会議の中で今の按分、割り振りになったわけですよ。

この間の首長会議の議論だとか各自治体の議会の皆さんの意見を聞いても、やはり統合した以上は、企業団は一部事務組合なので、やっぱり議席が欲しいということ。議席をまた増やすとか減らすとかになると、当然これは議会の議案になってくるわけですが、少なくとも一定数の統合団体があるわけなんだから、これはぜひともやっぱり首長の判断として、統合団体には1議席配分するということを決めれば済む話であります。

繰り返しになりますけれども、首長が決めるんです、議席配分については。ぜひとも、平成30年がそうだったから、何か変化があったらと言うが、僕はもう十分変化があったと思いますし、結果としてそういった動きが大阪市も含めての府域一水道につながっていくと思いますので、ぜひともここは首長の判断で、統合団体には1議席の配分を振るというところをやっぱり決めるべきではないかというのが私の意見です。

議長：ありがとうございます。

本日、野田市長から、新たな視点でのご提案をいただいたと認識しています。議会の意向もありますし、完全に議会側としても一致しているわけではないと認識していますが、今後の課題として、一度ご意見を賜りたいと考えています。

東大阪市：そこなんですよね。議会の意向と言うが、配分は首長が決めるんです。現に東大阪の2議席はなくなっているわけですよ。何でなくなったかいうと、首長が決めたからなくなった。そこはやっぱりきちっとしておかないと。恐らくこれからある程度、人口規模とか水量の多い自治体も入ってくるときに必ずこの議論は出てくると思うんですよ。だから、そこはやっぱり今この段階で決めるということ。また、今回5団体も議会にかかりますが、議席配分の件については、言わば議会としても最後の確認行為みたいなところがあると思うんですよ。だから、ぜひともやっぱりこれ、議会が決めるんじゃないで、首長が決めるんですから。首長が判断をして議会に提示をするというところ。それで仕組みとしてはいいわけなので。事実、そういう経過があったわけで、平成30年の経過を言うんだったら、その前の経過もやっぱり尊重してくださいよ。そうでしょう。その前の経過は一体何ですか。首長で決めたから東大阪の2議席がなくなったんです。それは事務局のロジック、おかしいですよ。そこをちょっとはっきりしてください。首長が決めるんだから。議員の定数を変えるときは当然議決が要るが。平成30年の経過ばかりで、その前の経過はどうなんですか。反対してもやったじゃないですか。そこを説明してください。

議長：いずれにしても、今日この場で結論という形には至らないかと思うので、一度いただいたご意見も含めて、事務局で整理をさせていただきたいと思います。

東大阪市：お願いします。ちょっと事務局のものの考え方をきちっとやらないと。やっぱり42の自治体があるわけなので、もう少しその辺りを丁寧にやっていかないと、運営もこれから大変だと思うんですよ。だから、ぜひともその点は。もちろん我々構成団体として、企業団を組んでいるわけなので、我々も当事者として自分事としてやっていきますけれども、

事務局もちょっとその辺を理解しないとやっぱりこれ以上前に進まないですよ。だから、一番気にするのは、このままある程度のところで統合団体が止まってしまうというところ。まさに上島市長もそうだと思う。我々府域一水道をめざしているんだから、そのために何をするかというところを今、自分自身はもう経験したわけなので、しっかりとそのことを共有していただくように、特にお願いを申し上げます。

議長：分かりました。貴重なご意見ありがとうございます。

その他、皆様から、いかがでしょうか。

どうぞ、四條畷市長。

四條畷市：すみません、敢えて重ねさせていただきます。

この首長会議の中でも、議会定数の件について私も度々言及をさせていただいております。と言いますのも、一番最初に統合した市でありまして、この問題に恐らく最も長く直面してきた首長であるというふうに自身を認識しております。その上で、今、東大阪の野田市長がおっしゃっていただいたとおり、府域一水道をめざすという全体としてのゴールがあるというふうに認識をしています。これは全員で一致をしているゴールだと思っています。現に東大阪市さんの中で議員定数というものも課題の一つとなって府域一水道に至る道において困難があったと。であるならば、やはり議論を再開させていく吉書として何ら不自然ではなく、事態の変化というふうに受け止める吉書になり得るのではないかなと思っています。

企業長の方から事務局で考え方を整理されるとか、議会の方にも諮っていくというお話があったんですが、こういう諸要素、これまで積み重ねてきた議論を踏まえて、企業長がなぜ議員定数を増やすことについて前向きじゃないのかということのご自身の意見を聞かせていただければと思います。

議長：お答えします。

これまでの事務局の答弁にもありましたが、各団体との合意の下で協議を再開する方針もありますので、まずそれを基本とすべきだろうということ。そして、大阪広域水道企業団は「広域」ですから、参加する議員の皆様が広域的な視点を持って大阪全体の水道行政を考えていただきたいということです。

そして、私自身は議員定数を増やすことは、今の時代の流れからしても逆行しているのではないかと考えています。広域の役割としてこの議会に参加する議員の皆様が広域的な視点を持って大阪の水道企業団の運営を議論していただきたい思いから、私は議員定数の増に関しては慎重に考えるべきと思います。

その他、皆様からご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<意見、質問なし>

ありがとうございます。

本日は、限られた時間の中でございましたが、皆様のご協力により円滑に議事進行を行うことができました。

心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。